

# 令和6年2月市議会 環境経済委員会資料

## 第33号議案 長崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	2
2 法改正の概要	2
3 条例改正の内容	2
4 条例の施行日	2
5 新旧対照表	3
参 考	
1 漁港施設等活用事業の概要	5
2 今後のスケジュール(案)	7
3 長崎圏域の漁港位置図	8

水産農林部  
令和6年2月

## 1 条例改正の概要

### (1)改正する条例

長崎市漁港管理条例(以下「条例」という。)

### (2)改正の理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、条例の関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備をしたいため

## 2 法改正の概要

(1)趣 旨:近年の水産物の消費の減少等に対応して漁港の有効活用を通じた水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設の活用を図る事業制度の創設等が行われたもの

(2)要 旨:①法律名を「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める

②漁港施設等活用事業の創設 など

## 3 条例改正の内容

(1)漁港漁場整備法の一部が改正され、当該法律を引用している条例の関係条文の整理を行うもの【第1条関係】

改正後	改正前
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港漁場整備法

(2)その他所要の整備を行うもの【第3条、第14条、第16条、第22条関係】

第3条第1項中「。以下「漁港の区域」という」を「をいう。以下同じ」に改める

第14条第2項中「かえて」を「代えて」に改める

第16条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める

第22条第2項中「おいては、」を「おける」に改める

## 4 条例の施行日

令和6年4月1日

※漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)の施行日と同日

ただし、第3条第1項、第14条第2項、第16条第1項及び第22条第2項の改正規定は、公布の日から施行する

## 5 新旧対照表

### 長崎市漁港管理条例(昭和45年長崎市条例第34号)の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<b>漁港及び漁場の整備等に関する法律</b>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域(法第6条第1項の規定に基づき定められた区域<b>をいう。以下同じ。</b>)内においては、みだりに漁港施設(基本施設を除く。)を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(入出港届)</p> <p>第14条 船舟を、市長が指定する漁港に入港させ、又は当該漁港を出港させようとする者は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舟及び総トン数20トン未満の船舟については、この限りでない。</p> <p>2 当該漁港を主たる根拠地と定め、常時当該漁港を利用する船舟は、前項の届出に<b>代えて</b>毎月の入港状況を翌月10日までに報告することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<b>漁港漁場整備法</b>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(漁港の保全)</p> <p>第3条 何人も、漁港の区域(法第6条第1項の規定に基づき定められた区域<b>。以下「漁港の区域」という。</b>)内においては、みだりに漁港施設(基本施設を除く。)を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(入出港届)</p> <p>第14条 船舟を、市長が指定する漁港に入港させ、又は当該漁港を出港させようとする者は、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舟及び総トン数20トン未満の船舟については、この限りでない。</p> <p>2 当該漁港を主たる根拠地と定め、常時当該漁港を利用する船舟は、前項の届出に<b>かえて</b>毎月の入港状況を翌月10日までに報告することができる。</p>

## 改正後

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第16条 市長は、漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、**前条第1項**に規定する処分をし、又は**同項**に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第17条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合に**おける**第19条第1項、第20条第1項及び前条の規定の適用については、第19条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第20条第1項中「有料駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、前条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とし、第19条第2項並びに第20条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 [略]

## 改正前

(公益上の必要による許可の取消し等及び損失補償)

第16条 市長は、漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、**前条**に規定する処分をし、又は**同条**に規定する必要な措置を命ずることができる。

2 [略]

(市長による管理)

第22条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第17条の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合に**おいては**、第19条第1項、第20条第1項及び前条の規定の適用については、第19条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第20条第1項中「有料駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第4に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、前条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」とし、第19条第2項並びに第20条第2項及び第3項の規定は適用しない。

3 [略]

## 1 漁港施設等活用事業の概要

漁業根拠地としての漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の有効活用を図ることにより、当該漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業

### ①水産物の消費増進に関する事業



### ②交流促進に関する事業



### ③附帯事業



駐車場など①②に必要な事業  
(漁港来訪者の利便性の確保に必要な事業)

# 漁港施設等活用事業の実施スキーム

## ①基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

方針

## ②活用推進計画【漁港管理者(地方公共団体)】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定

協議

- ・意見聴取等による地域の合意形成

### 漁業関係者【漁協等】

- ・漁業の利用上の確保(水面・漁港施設)

### 国・県との事前協議

- ・財産処分手続きや用地利用計画変更等

公表

申請

認定

## ③漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画(地域水産業の消費増進や交流促進)を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

### 【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

- ① 漁港施設(行政財産)の貸付け(最大30年)
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用(最大30年)
- ③ 漁港水面施設運営権(みなし物権) (※)の取得(最大10年、更新可)

※漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利



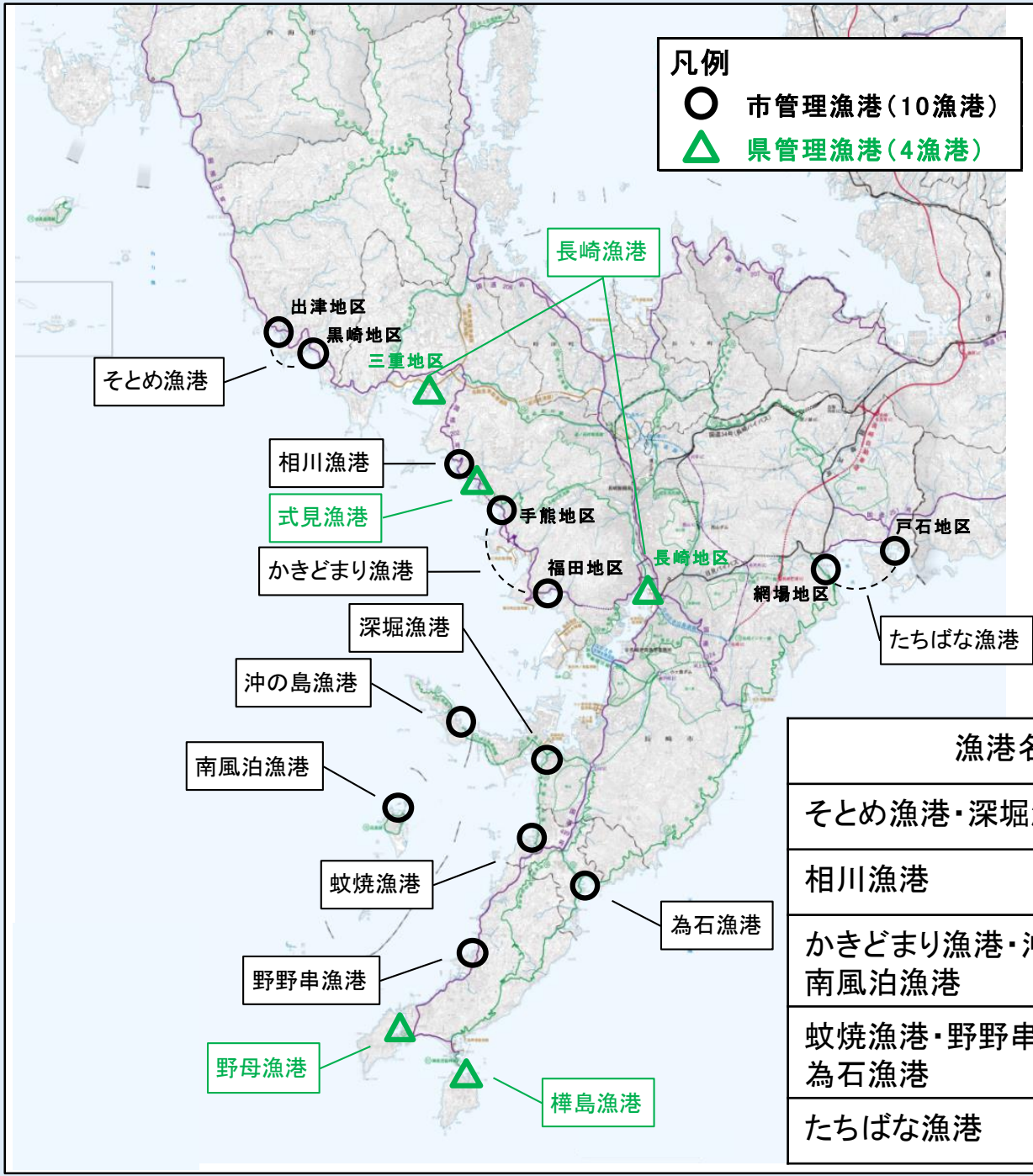
## 2 今後のスケジュール(案)

項 目	令和6年度												令和7年度 以降		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
地元関係団体 協議(漁協等)	■											■ ■ ■			
国・県との協議 (財産処分等)				■											■ ■ ■
活用推進計画 策定(※1)										■		■ ■	■ ■ ■		
条例改正 (※2)												■			

※1 地元関係団体や国・県との協議が整った漁港から随時計画を策定

※2 最初の活用推進計画の策定に併せて、漁港内の水域等の占用料の徴収に関する規定の条例改正を予定

### 3 長崎圏域の漁港位置図



地元関係団体一覧表(市管理漁港)

漁港名	漁協名
ほとめ漁港・深堀漁港	長崎市みなと漁業協同組合
相川漁港	長崎市新三重漁業協同組合
かきどまり漁港・沖の島漁港・南風泊漁港	西彼南部漁業協同組合
蚊焼漁港・野野串漁港・為石漁港	野母崎三和漁業協同組合
たちばな漁港	長崎市たちばな漁業協同組合